

Title	物価と生計費との関係に対する誤解に就て
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.4 (1918. 4) ,p.504(100)- 522(118)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180400-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

物價と生計費との關係に對する誤解に就て

高城 仙次郎

一 緒 言

歐洲戰亂勃發以來我國に於ける物價が著しく騰貴せるにも拘らず労働者の賃銀が其割合に昂騰せざるが故に、下層社會の者が生活難に襲はれて居ると論ずる人が少くない。賃銀は開戦以後今日迄僅かに三四割しか上騰して居らぬのに物價は約二倍に暴騰した結果として、収入の増加は生計費の膨脹を補ふに足らないが爲に、若し此儘に放任せば、種々の忌はしき社會問題を惹起するに相違ないと云ふのが論者の悲觀說である。開戦以來物價が暴騰し、賃銀が同比例に

昇騰して居らないのは事實である。然しながら此二個の事實を前提として直ちに總ての労働者が生活上甚だしき壓迫を蒙りて居るに違いないとの結論を引くとは早計であると云はざるを得ない。労働者の賃銀と収入とが全然同一のものであり、又物價が十割騰貴すれば、生計費も亦同じく十割増加するものであれば、此結論の正確なるを認めざるを得ないのであるが、事實は之に反して賃銀と収入とは必ずしも符合せず、又生計費は決して物價と同比例に増減するものではないことを記憶せねばならぬ。本篇起草の目的は此兩關係に對する一般の誤解を指摘するに存する。

二 物價並に賃銀の騰貴率

本論に入るに先ちて前提として茲に物價と賃銀とが開戦後如何程昂騰したるかを明かにして

置き度い。

東洋經濟新報の調査に係る物價指數に據れば東京市中に於ける重要貨物の卸直段は、大正二年一月末の相場を一〇〇・〇とすれば、大正三年七月末には九〇・〇、大正六年十二月末には一八一・三であつた。即ち此物價指數の示す所に従へば、東京の物價は開戦以來昨年々末迄の三年四ヶ月中に九〇・〇より一八一・三、即ち約二倍に騰貴したのである。之に對して賃銀が如何程上騰したかを明かにする爲めに、左に大藏省理財局國庫課の調査に係る東京市内に於ける二十四種の職業に従事する労働者の賃銀表を掲出することにした。左表の賃銀率は各其月に於ける各種職工の日給の平均である。

職業名
大正三年七月 大正六年十二月
中の日給 月中の日給
醬油造職 〇・一九五 〇・五五〇

酒造職	〇・四〇〇	〇・八〇〇
綿打職	〇・四九三	〇・七三三
和服仕立職	〇・六八三	一・三三〇
洋服仕立職	〇・九五〇	一・二二〇
下駄職	〇・六〇〇	〇・八五〇
煉瓦積職	一・一〇〇	一・六五〇
大工職	一・〇〇〇	一・二〇〇
大工職	一・一五〇	一・四〇〇
左官職	一・二五〇	一・六〇〇
家根職	一・一〇〇	一・五〇〇
瓦葺職	〇・九〇〇	一・六〇〇
壘刺職	〇・九五〇	一・二〇〇
建具職	〇・九〇〇	一・二〇〇
經師職	一・二二五	一・四〇〇
船大工職	一・〇〇〇	一・三〇〇
諸車製造職	〇・八四〇	〇・八五〇
塗師職	一・〇〇〇	一・七五〇
油絞職	〇・四〇〇	〇・九〇〇
活版職	〇・七七五	〇・八七五
平人足	〇・六五〇	一・二〇〇
薦人足	〇・九〇〇	一・二六〇
土方人足	〇・七五〇	一・二〇〇

下 男 〇・一七七 〇・二五三
平 均 〇・八〇八 一・一五九

註 大正三年七月の賃銀表は「金融事項參考書」(大正六年四月調)より轉載し、大正六年十二月の賃銀率は大藏省理財局國庫課の好意に依りて同課備付の調査書より摘記したるものである。

右表に就きて之を觀るに、歐洲大戰亂勃發の前月たる大正三年七月中に於ける東京市内の二十四種の賃銀率(日給)の平均は八十錢八厘であつたが、昨年十二月中には一圓十五錢九厘に上つたのである。即ち開戦後三年四ヶ月中に東京市内の勞働者の賃銀は平均三十五錢一厘騰貴してゐることになる。開戦前の賃銀に對する此騰貴の割合は約四割三分に相當する。

従つて、東洋經濟新報の物價指數並に大藏省の賃銀統計が略ぼ正確に事實を表示するものであるとすれば、物價は開戦後昨年々末迄に十割

方上騰せるに、賃銀の騰貴率は僅かに其の半分にも達しないのである。此事實が即ち一派の論者をして勞働者の生活難を憂慮せしむるに至つた原因に外ならない。

勿論物價が十割騰貴した爲めに、生計費が同じく倍加せるにも拘らず、勞働者の収入が僅かに四割内外増加したに過ぎずとせば、一日僅々一圓程の賃銀を受くる勞働者は頗る慘じめな状態に陥らざるを得ないのである。然しながら、前掲の統計に表はれたる數字のみを根據として直ちに勞働者の生活状態に就きて斷定を下すは當を得たることではない。其理由は漸次項を改めて説明する。

三 賃銀と収入

同じく勤勞所得に依りて衣食する者と雖も、官公吏、軍人、學校教員、銀行會社員等の如く

月俸又は年俸の月割の支給を受くる者の一ヶ月間の収入は(賞與及年末手当等は姑らく度外するとせば)其月俸又は年俸の月割と同額であるのは勿論である。例へば、年俸千二百圓を受くる或る官吏の月收は當然百圓である云ひ得る。然しながら、大工、左官等の所謂勞働者の如く日給の支拂を受くる者の月收は必ずしも日給の三十倍又は三十一倍ではない。例へば、東京市内に於ける大正三年七月中の大工職賃銀の平均は一圓十五錢で、大正六年十二月中の平均は一圓四十錢であつた。然し此事實よりして直ちに大正三年七月中の大工の平均収入が一圓十五錢の三十一倍即ち三十五圓六十五錢、大正六年十二月の平均月收が一圓四十錢の三十一倍即ち四十三圓四十錢と云ふことは出來ない。如何となれば日給を受くる勞働者の大多數は仕事

に就きし日に對してのみ賃銀の支給を受くるのであるから、此者等の月收を知らんと欲するならば、日給に一ヶ月中の勞働日數を乗せねばならぬ。要するに、賃銀は單に率であつて収入ではない。従つて日給が高くとも勞働日數が少なければ、収入寡なく、賃率が低くとも仕事が多ければ、収入も多額に上るのは理の當然である。而して、實際に就きて之を觀るに、歐洲戰亂勃發の前後に於ける我國の經濟状態は寧ろ沈靜的であつて、各種勞働者の仕事も比較的少なかつたのであるが、昨年の我經濟界は未曾有の好景氣を呈し、各方面に於ける勞働者の需用は爲めに増加して、職工の爭奪戰が各地に行はれたのは未だ世人の記憶に新たなる事實である。我國には就業又は失業に關する統計が無いが爲めに、正確なる推定を下すこと不可能であるが、

昨年中一ヶ月間に於ける労働者の従業日数が開戦當時よりは著しく増加したことに就きては殆んど疑を容るゝ餘地があるまいと思ふ。假りに、大正三年七月中に於ける東京市内の大工の従業日数が平均二十日にて、大正六年十二月中の平均が二十八日であつたとすれば、開戦の前月中に於ける大工の平均月収は二十三圓で、昨年十二月中の平均月収が三十九圓二十錢になる。此假定に基けば、大工の賃率は三年四ヶ月間に一圓十五錢より一圓四十錢、即ち二割二分弱騰貴したに過ぎないが、其収入は六割五分以上増加したと云ひ得る。

更に前項に掲げたる二十四種の賃銀中下男及び醬油造職の日給は月給の日割であるが、他は概ね實際上の日給であるから、全部假りに事實上の日給と看做し、大工に就きて試みたと同

一の方法に依りて収入の増加を推算するとせば大正三年七月に於ける此等二十四種の労働者の月收平均は十六圓十六錢(日給八十錢八厘の二十日分)、大正六年十二月の平均は三十二圓四十五錢二厘(日給一圓十五錢九厘の二十八日分)であるが故に、此期間に於ける収入の増加は約十割に相當する。

假りに、昨年十二月の平均労働日数が二十五日であつたとするも、平均収入が二十八圓九十七錢五厘に上るが故に、増加率は尙ほ八割内外になる。勿論、労働日数が開戦當時より平均一ヶ月に五日乃至八日増加したと云ふことに就きて何等強き根據があるのではないが、労働者の拂底の事實より推して四五日の増加を見積るは必ずしも過當ではあるまい。加之賃銀の騰貴する主なる原因は労働者に對する需用の増進に外

ならないのであるから此事實より抽象的に演繹しても労働日数の増加を假定し得るのである。

若し果して然らば、單に労働者の賃率が上昇したのみでなく、其収入も増加して居ると云ひ得る。假りに労働日数が開戦前と同一であるとしても日給が平均四割三分程増加したのであるから、労働者の月収も夫れ丈け膨脹したことになる。然るに上述の如く、仕事が増した故に、月収は實際には夫れ以上増加して居るに相違ない。此増加率は労働日数が一ヶ月に五日増したとすれば八割、八日増したとすれば、十割に相當する。従つて假りに物價が十割騰貴した結果として生計費も亦同比例に増したとしても、労働者は生活上に於て左したる苦痛を受けざる筈である。況んや若し生計費が假りに物價と同比例に増加するものでないとすれば、労働者の生

活状態は寧ろ改善せられたかも知れない。然らば事實生計費は物價に對して如何なる關係を有するか、是れ吾人の次に研究せんと欲する問題である。

四 物價と生計費

一般世人は物價が或る期間に二倍とならば、各個人の生計費も亦約二倍になると考へて居る様に思はれる。又經濟學者中にも此見解を懐く者を見受くるが物價と生計費とは決して同比例に増減するものではない。勿論、物價が騰貴すれば、生計費も増加する。然しながら此兩者は同一の比例を以て増進するものではない。如何となれば、物價は云ふ迄もなく貨物の價格であるが故に、物價騰貴せば、各個人が其の購入する貨物に對して支拂ふ金額は當然増加するが、一個人が生活上必要とする支出金は決して悉く

貨物の購買のみに對して支拂はるゝものでないからである。個人が生計上支出する金額の中には食料品、衣服、家具等の代價以外に家賃、電車賃、郵税等の如き貨物の購入とは性質を異にする支出を含んでゐるではないか。此等の支出は物價が騰貴しても増加しないことが稀ではない。従つて物價が十割騰貴したからと云ひて、直ちに個人の生計費が同じく十割増加したと速断することは出来ないのである。

果して然らば開戦當時より昨年十二月迄の三年四ヶ月中に於て物價は平均約十割騰貴したが勞働者階級の家計費は如何程増加したであらうか。此増加率を計算するには先づ前提として家計費の幾何が食料品費、幾何が家賃、幾何が旅行費、通信費等として支出せらるゝものであるかを知らねばならぬ。換言すれば、家計上の諸費

の間に於ける比例を標準として計算する必要がある。此家計費の内容に對する研究として最も有名なるは數十年前エンゲル氏の試みた比例表に外ならぬ。氏の研究に據れば獨逸ザクセンに於ける富者、中流並に勞働者の三階級の家計費の種目は左表に示す比例を保つて居つた。

費目	富者階級			中流階級			勞働者階級		
	割合	費目	割合	割合	費目	割合	割合	費目	割合
食料品費	五〇%	煙草費	一・四二%	食料品費	五〇%	煙草費	一・四二%	食料品費	五〇%
衣類費	一八	會費	一・一七	衣類費	一八	會費	一・一七	衣類費	一八
家賃	一一	書物、新聞紙代	一・〇九	家賃	一一	書物、新聞紙代	一・〇九	家賃	一一
薪炭及燈火費	五	燈火費	一・〇六	薪炭及燈火費	五	燈火費	一・〇六	薪炭及燈火費	五
教育費	五・五	信教費	〇・九	教育費	五・五	信教費	〇・九	教育費	五・五
租税	三	租稅	〇・七五	租税	三	租稅	〇・七五	租税	三
衛生費	三	慈善的寄附金	〇・三一	衛生費	三	慈善的寄附金	〇・三一	衛生費	三
勤勞費	三・五	其他諸費	五・八七	勤勞費	三・五	其他諸費	五・八七	勤勞費	三・五
合計	一〇〇	合計	一〇〇	合計	一〇〇	合計	一〇〇	合計	一〇〇

右表の示す所に據れば、家計費總額中食料品費の割合は富者階級に於ては五割、中流階級に

於ては五割五分、勞働者階級に於ては六割二分であつて、衣類費は前二階級に於ては一割八分勞働者階級にては一割六分、家賃は總ての階級を通じて一割二分、薪炭及燈火費も各階級五分宛にて、教育費、租税、衛生費、勤勞費は殘餘の僅少なる割合を占めてゐるが、此四種の費目の割合は富者階級に於て最も高く、中流階級に於て稍々低く、勞働者階級に於て最も低い。斯くの如く、食料品費の割合が収入と反比例の關係を有し、教育費以下の費目が収入と正比例の割合を有することをエンゲルの法則と名付けてゐる。

更に米國政府に於ても十數年前エンゲルの研究に基きて同國內に於ける収入と家計費の構成との關係に就きて更に一層綿密なる調査を遂げた。左表は其結果の一部分である。

費目	割合	費目	割合
食品費	四二・五四%	煙草費	一・四二%
衣類費	一四・〇四	會費	一・一七
家賃	一一・九五	書物、新聞紙代	一・〇九
薪炭費	四・一九	燈火費	一・〇六
家具費	三・四二	信教費	〇・九
保險料	二・七三	租稅	〇・七五
藥代及葬式費	二・六七	慈善的寄附金	〇・三一
酒類費	一・六二	其他諸費	五・八七
娯樂費	一・六〇	合計	一〇〇
負債費	一・五八	合計	一〇〇

右表の示す所に據れば、米國に於ける家計費中家賃と薪炭燈火費との割合は獨逸に於ける同費目の百分比例と略ぼ同一であるが、食料品費の比例は著しく低く、他の諸費は頗る高き割合を保つてゐる。此兩研究中米國の調査は費目の分類が細微である點に於てエンゲルの統計よりも優つて居るが爲めに、東京市内に於ける勞働者の家計費の増加を推算するに用ゆる標準とし

て米國の家計費目百分比例表を選択する方が便宜ではあるが、奈何せん我國民の生活状態は米國人の夫れとは大に異なる點が尠くないが故に米國の標準を用ゐて果して正確なる結果を得るか否やは聊か疑問とせざるを得ない。然しながら、我國には米國政府の試みたるが如き大規模の家計費に關する調査の行はれたことがない。唯一つ茲に調査の期間も短かく其規模も頗る少さいが、信頼し得るに足る家計費の研究がある。是れは東京帝國大學の統計學教授高野岩三郎博士の試みられたものであつて、『金井教授在職二十五年記念最近社會政策』に於て發表されてゐる。同教授は大正五年五月中同教授の依頼に基づきて二十名の妻帯せる勞働者が綿密に記入せし家計簿を根據として家計費の百分比例を計算されたのである。此二十人の勞働者は鐵工場職

工、機械製作工場職工並に護謨工場職工が三人宛、木工工場職工が二人、製釘工場職工、造船所職工、電氣職工、瓦斯會社機關職工、織物工場職工並に理髮業者が各一名宛であつて、悉く東京市内若しくは近郊に居住して居つた者である。此二十所帯の一ヶ月間の家計費の總計は五百五十七圓五十六錢二厘即ち平均一所帯の生計費は二十七圓八十七錢八厘であるが、高野博士は此家計費を左の如く分析されてゐる。

費 目	二十所帯 支出金額	一所帯平均 支出金額
(一) 飲食物費		
(イ) 米 類	一〇四・五三五	五・二二六
(ロ) 魚 類	二一・四〇〇	一・〇七〇
(ハ) 肉類(鶏卵牛乳を含む)	九・六〇五	〇・四八〇
(ニ) 豆腐、煮豆、漬物類	一三・三五五	〇・六六七
(ホ) 野菜、乾物類	二六・一九五	一・三〇九
(ヘ) 菓子、果物類	一一・九一〇	〇・六四五
(ト) 鹽味噌、醬油、砂糖類	一九・五九〇	〇・九七九

(チ) 煙 草	一〇・六八〇	〇・五三四
(リ) 酒 類	九・〇〇〇	〇・四五〇
(ヌ) 茶、サイダー類	三・六四五	〇・一八二
(二) 住 宅 費		
(イ) 家賃(水道料を含む)	八九・四三六	四・四七二
(ロ) 勝手道具、家具	八・五〇〇	〇・四二五
(三) 炭薪、燈火費	三四・二四〇	一・七二二
(四) 被服、身廻品費	四一・七九〇	二・〇九〇
(五) 保 健 費		
(イ) 湯鍔、理髮、石鹼、紙類	二一・二七六	一・〇四六
(ロ) 藥代(醫師謝禮を含む)	二四・二八〇	一・二一四
(六) 育児費(小兒小遣、學校費、玩具類の費)	一八・三七〇	〇・九一九
(七) 交通費(電車、車代の類)	一四・〇六〇	〇・七〇三
(八) 通 信 費	二・六八五	〇・一三四
(九) 會費、寄附金、衛生費	三・四九五	〇・一七五
(一〇) 交際費(贈品、香奠、來客費の類)	一七・五〇五	〇・八七五
(一一) 享樂費(新聞代、娛樂費)	七・二四〇	〇・三六二
(一二) 雜 費	一四・七六〇	〇・七三八
(一三) 負債費(借金元利、質、利子支拂の類)	二九・〇一〇	一・一四五
以上の計	五五七・五六二	二七・八七八

右表に示すが如く、研究材料は僅か二十所帯に限られてゐるが、費目の分類は頗る細密であつて、物價騰貴に伴ふ家計費の膨脹を推算する標準としては此研究は調法なものであると云はざるを得ない。吾人は是れより進んで此調査を根據として東京市内に於ける勞働者の家計費が開戦後如何程膨脹せしかを推算せんと欲するのである。然るに右に掲ぐる高野教授の家計費の統計は大正五年五月中に記入せし家計簿を材料とせるものであるが故に、歐洲戰亂以後、昨年十二月迄に東京市に於ける勞働者の家計費の膨脹率を知るに、先づ前掲の平均家計費を標準として大正三年七月中並に大正六年十二月中に於て前出二十所帯が生計の爲めに平均幾何を支出したかを推算し、然る後此兩推定平均支出額を比較するを要する。而して、此推算を試みるに當

りて、予は左の方法を探ることに定めた。

一、物質は前述の如く開戦以後昨年十二月末迄に約二倍に騰貴したが、高野博士が勞働者の家計費を調査せし大正五年五月には物價は東洋經濟新報の物價指數に據れば大正三年七月に比して約四割四分騰貴して居つた。然しながら、計算を簡易明瞭ならしむる爲めに、物價は開戦後大正五年五月迄に五割騰貴し、其後昨年十二月末迄に更に五割昇騰したものと看做し、此割合を以て貨物購入費を改算して、開戦後三年四ヶ月間に各費目が幾何膨脹せしかを推計する。

但し米類に對する支出は他の買物に對する支拂より打離して計算する。米類には白米以外に小麥粉、小豆等を含むで居るのであらうが、此等の購入費は米穀の購買費に

比して至極少許であることを常とするが故に、其費目が全部白米の購入費であると假定して計算を試みることをとする。扱て東京市内に於ける中等混砂搗白米小賣相場は左の如く變動してゐる。

	一石價格	割 合
大正三年七月平均	二〇・四九	一一三・一
同 五年五月平均	一六・六四	一〇〇・〇
同六年十二月下旬	二九・六〇	一七七・七

米類に對する各期の支出は此割合を以て推算することに定めた。(註)

註、米價を斯くの如く他の物價より引離して白米に對する支出の増減を獨立に計出するは貨物購入費膨脹率の計算方法の統一を破るものであるとの非難があるかも知れない。殊に、他の貨物の價格は開戦後平均十割騰貴したと假定せるに、米價の騰貴率を右表に示すが如く四割四分

$$\frac{177.1-123.1}{123.1} = 43.9\%$$

として白米の購入費の増減を計算するは故更に家計費

の膨脹率を低位に計出せんとするの不當の一策であると思ふ人があるかも知れない。然しながら、予の用ひたる方法を探らずして、米價の騰貴率を他の物價と同様十割として計算せば、白米に對する支出を過重に推算することになる。如何にせよ、米價は實際には四割四分以上騰貴して居らぬからである。

論者或は他の貨物に比して騰貴率の低き米價を物價指數より引離す上は他の貨物の購入費の増減を計出する爲めには實際の物價指數を其儘標準として用ゆることは出来ないであつて、米價を除きて作製せる指數を用ふねばならぬと主張するかも知れない。此見解は勿論正當である。然しながら本篇に於て使用する東洋經濟新報の物價指數は米穀以外九十六種の貨物の價格を基礎として作製せるものであるから、其中米穀が除外されるも、又除外されざるも、結果に於ては百分の一以下の相違を來すに過ぎないが故に、予は假りに米價の除外が指數に何等の影響なきものと看做すことにしたのである。

二、飲食物の中煙草は昨年十二月一日平均一割七分内外値上げせられた故に、大正三年七月中の煙草費は大正五年五月中と同一で

あつたと假定し、大正六年十二月に對してのみ一割七分を加算する。

三、家賃に就きて正確なる數字を得るは困難であるが、大體に於て最近に新築せし貸家の家賃は以前に比して著しく高率なるも、物價暴騰以前に建築せられし家賃の家賃は改正せられたとしても概ね開戦前に比して五分乃至二三割の値上に過ぎない様である加之、従前より引續きて同一家屋に居住せる店子に對しては絶対に家賃の増額を要求せざる家主も少くない。故に家賃は平均二割値上げされたものと假定する。

四、炭薪、燈火費の半額は炭薪費残りの半額は電燈料と假定するを妨げないであらう。而して炭薪費は第一の方法に依りて推算するが電燈料は本年一月より改正になつたの

であるから、昨年十二月迄は増減なきものと假定する。

五、湯銭、理髮、石鹼、紙類の半額は理髮費、他の半額は湯銭、石鹼、紙類費とする。後者は前掲第一の方法に依りて處分するが、理髮費は大正五年五月迄に一割騰貴し、其後更に一割値上されたと假定する。

六、藥代は最近二割乃至三割の値上を行ふた處もあれば、全然値上を行はざる處もあるが故に、大正五年迄は一割、其後更に一割、増加したと看做す。

七、育兒費の半額は學校費、半額は小兒小遣、玩具費とする。後者は第一の方法に依りて計算す。前者は大正五年五月以後二割増加したと假定する。

八、交通費の全部を電車賃と看做し、労働者

が總て割引電車を利用するものとせば、大正五年七月一日に割引往復電車賃が従前の五錢より七錢に値上せられたが故に、交通費は大正三年七月より大正五年五月迄増減なく其後四割膨脹したと假定し得る。

九、通信費の全部を郵税と看做すとせば、郵税は開戦以後改正せられたことがなき故に通信費には變動なしと假定するは不當ではあるまい。

十、會費、寄附金、衛生費も開戦前と昨年未との間に變動なしと假定し得る。

十一、交際費中贈答品費及び來客費は物價騰貴の影響を蒙る可きも、香奠は現金を用ゆるとせば増減する性質のものではないが故に、交際費は大正五年五月迄は三割増加し其後更に三割膨脹したと推定する。

十二、享樂費中半額は新聞代、半額は娛樂費とし、後者は第一の方法に依りて推算し、新聞代は大正五年五月迄に二割、其後二割引上げられたと假定する。

十三、雜費は物價と同比例に増加したものと看做す。

十四、負債費は借財の元金償却及び利子を含むものなるが、假りに債務金額に増減なしとせば、少額貸付に對する利子歩合は開戦以後大體に於て變化なきを以て、此費用には變動を生ぜざりしものと假定す。

以上十數個の假定若しくは方法に依りて、大正五年五月中の實際の費用を標準として大正三年七月中並に六年十二月中の家計費を推算せば左の如くである。

費 目

一所帯一ヶ月平均支出額

費目	大正五年五月	大正三年七月	大正六年十二月
(一)米類費	五・四	六・四三三	九・二八七
(二)煙草費	五・三二六	六・四三三	九・二八七
(三)其他食品費	五・三二四	五・三三四	六・二五
(四)家賃	五・七八二	三・八五五	七・七一〇
(五)家具類費	四・四七二	四・四七二	五・三六七
(六)炭薪費	四・二五	二・八三	五・六六
(七)燈火費	八・五六	五・七一	一・一四二
(八)被服、身廻品費	八・五六	八・五六	八・五六
(九)理髮費	二・〇九〇	一・三九三	二・七八六
(十)湯銭、石鹼、紙類費	五・三二	四・八四	五・八五
(十一)藥代	一・二一四	一・一〇四	一・三三五
(十二)學校費	四・六〇	四・六〇	五・五二
(十三)學校費以外の小兒費	四・六〇	三・〇七	六・一四
(十四)交通費	七・〇三	七・〇三	九・八四
(十五)通信費	一・三四	一・三四	一・三四
(十六)會費、寄附金等	一・七五	一・七五	一・七五
(十七)交際費	八・七五	六・七三	一・一三八
(十八)娛樂費	一・八一	一・二一	二・四二
(十九)新聞紙代	一・八一	一・五一	二・一七

(二十) 雜 費 七三八 四九二 九八四
 (二十一) 負債費 一・四五二 一・四五二 一・四五二
 合 計 二七・八七七 二五・〇〇七 三七・四六〇

右表に示す所に據れば、歐洲戰亂勃發の前月たる大正三年七月の家計費は平均二十五圓七厘なりしに、昨年十二月には三十七圓四十六錢に増加した。其差は十二圓四十五錢三厘で、四割九分八厘に相當する。換言すれば、東京市内の労働者の家計費は、若し吾人の設けたる種々の假定を許容するとせば、開戦後昨年十二月迄の三年四ヶ月中に約五割増加したのである。此期間内に物價は約十割騰貴したに拘らず、生計費は其半額丈け増加して居るに過ぎない。

若し果して然りとすれば、假りに労働者の月収が單に賃銀の増加と同一比例を以て膨脹したに過ぎずとするも、労働者は物價騰貴の爲めに

生活上殆んど何等の打撃を蒙つて居らぬと推定し得ると思はれる。如何となれば、上文に於て指摘せるが如く、賃銀は東京市内に於て開戦以後平均四割三分内外昂騰せるが故である。況んや、前述の如く、一般經濟界の上景氣の爲めに勞力の需要激増し、労働者の従業日數増加せる結果として其の月収は賃率の増進以上の割合を以て膨脹したに違いないのであるから、首府に於ける労働者の生計は概して改善されてゐると推定するを妨げない。

五 労働者の生活難(?)

上文に指摘せるが如く、吾人の設けたる假定に基きて推算せる所に據れば、労働者の生活状態は物價騰貴の悪影響を蒙ることなく、寧ろ開戦後幾分か改善せられたに相違ないとの結論を下し得るのであるが、實際には果して労働者の

物質的幸福が大正三年以來増進されてゐるであらうか。是れ吾人の知らんと欲する所であるが、此問題を解決するには貯蓄、娯樂費、犯罪件數等の統計を援用することを要するも、昨年

十二月に對する此等の統計の多くは未だ發表されて居らぬが故に、遺憾ながら正確なる比較を試みることは不可能である。唯材料の許す範圍に於て左に二三の事實を列擧して労働者の物質的幸福を推定する標準とし度い。

一、郵便貯金は大正二年末に一億九千六百萬圓であつたが、大正六年々末には四億千百萬圓に激増した。此増加率は約十一割である。

二、東京貯藏銀行及び東京貯蓄銀行の預金總額は大正二年末に一千二百萬圓であつたのが大正六年末には二千萬圓に膨脹した。此増加率は約七割に相當する。

三、警視廳統計書に載する報告を基礎として東京府下に於ける劇場並に見世物の人口百人當り觀客數を計算したるに左の如き結果を得た。

劇 場(木戸見物)	大正二年 七六人	大正五年 一三九人
見世物(常設)	五三四	五六五
斯くの如く、劇場並に見世物(活動寫真を含む)の觀客は共に著しく増加してゐる。		
四、次に同じく警視廳の調査に基きて計算するに、東京府下に於ける寄席の入場者は人口百人に付左の割合を以て増加した。		

晝 興 業	大正二年 一〇七・二人	大正五年 六・五人
夜 興 業	一〇七・二人	一〇九・四
合 計	一一九・〇	一一五・九

寄席の入場者は、右表に示すが如く晝及夜興業を通算すれば、人口百人に付一一九・〇より一一五・九に減じてゐる。然し此減少は活動寫

眞の流行等の誘致したる寄席の衰微に基くものであつて寄席の入場者の大部分を占むる労働者の餘裕の少くなつたことを意味しないのは勿論である。而して、茲に特に注目し値ひするは晝興行の入場者が人口百人に付一一・八人より六・五人に激減せるに、夜間興業の入場者が却つて一〇七・二より一〇九・四に増加したことに外ならない。寄席が活動寫眞の流行以來漸次衰退するの傾向を示せるにも拘らず、尙ほ夜間興業の入場者が多少増加したのは労働者の懐合が良くなつた一證ではあるまいか。又晝興業入場者の減退せしは労働者の仕事が多くなつた爲めに、晝間寄席に出入する餘暇が減じた結果と看做すことを得ないでもないと思ふ。

五、斯くの如く、東京府下に於ける娛樂機關利用者の統計は開戦以後に於て労働者の生活が

豊かに爲つたことを指示してゐるが、下層民の生活状態と密接の關係を有する犯罪が増加せるか或は減少せるかを次に示すことにする。左に掲ぐるは警視廳の報告に基きて計算せる人口一千人當りの東京府下に於ける諸種犯罪件數である。

大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
一二五件	一四二件	一四九件	一三五件

右表に示すが如く、犯罪件數は開戦の前年たる大正二年より大正四年迄漸次増加せるが、大正五年には激減してゐる。歐洲戦亂の勃發せし大正四年夏期に至る迄我國の經濟界は一般に不景氣であつたので、大正三四の兩年に犯罪が増加したのであらう。其後景氣が恢復し大正五年には新企業が勃興し、勞力の需用激増した結果として同年に於ける犯罪件數が前年に比して減

少したものであらうと思はれる。同年の犯罪件數は開戦の前年たる大正三年に對して高率を保つて居つたが、開戦直後に比して低位なるを觀ても、東京府下の下層民の生活状態が開戦後漸次改善せらつゝあるを證明してゐると看做し得る。

總ての事項に就きて大正六年度の統計を利用すること能はざるは甚だ遺憾であるが、斯くの如く大正五年々末迄の統計に示す所に依りて推斷するとせば、労働者は物價騰貴の爲めに生活上に於て著しき壓迫を蒙らざるのみならず、寧ろ其生活状態が改善せらるゝと論斷しても差支なしと思はしむる事實が諸種の統計に現はれ居るのである。

六 結 論

以上論述せるが如く、歐洲戦争開始以後昨年

十二月迄に一般物價は約二倍に騰貴したに拘らず、労働者の所得が平均五割乃至十割の増加せるに對して生計費の膨脹は五割内外に過ぎない結果として、彼等の物質的幸福は寧ろ戦争の影響に依りて増進されたと看做し得るのである。然しなから、此結論は大工、左官、諸種工場の職工等の所謂労働者の生活状態に關するものであつて、此等の者と同じく勤勞所得に依りて衣食するとは云へ月俸若しくは年俸の月割を唯一の收入とする官公吏、學校教員、銀行會社員等には適用しないことを斷つて置く。尤も家計費の膨脹率に關する研究は勿論少額の月俸に依りて生計費を營む者に對しても大體に於て其儘當儀むることが出來ると思ふ。若し然りとすれば、所謂月給取りの家計費も開戦後約五割増加したと云ひ得る。然るに、月給制度に依りて勤勞に

對する報酬を受くる者の収入は月給が増率せられざる限りは増加しない。従つて、其増加が五割に達せざる場合には生活上の壓迫が加へらるゝものであると論斷し得る。營利會社の多くは

得は開戦前に比して少くとも五割程増加することを要するのである。

戦時利得の激増せる結果として社員の手給を増率するか若しくは多額の臨時手當を給して居るが故に、會社員は概ね物價暴騰に對して殆んど何等の痛痒を感じて居るまいと思はれる。之に反して下級官吏並に學棧教員に對しては各方面に於て多少の増俸を行ひ臨時手當を支給して居るが、予の聞知したる所に據れば、其率は物價騰貴に基く生計費膨脹の割合に達してゐない従つて此階級間に於ては慥かに生活難の問題が起つてゐる。而して、彼等が生活難より脱するには、家族の増加、子弟の成長等の誘致せる家計費の膨脹に對する相等の増収以外に彼等の所

經濟時事評論

安川貞三

經濟生活の軍國主義化

各種の國家的及社會的拘束の續出し來れる今日に於ても尙自由競争が經濟社會の根底をなし、營利心が凡ての經濟的活動の原動力であることは、經濟學教科書の吾人に教ふる所である。而も今日世界戦争の渦中にある歐米軍國の實際に於ては、かゝる經濟上の自由又は貨幣的利益の追及は之を見るに由なく、重要な財貨にして其生産交易は勿論分配、消費に至る迄も之を國家的制禦、統制の下に置かれてをるものが甚だ多い。殊に國によりては市町村其他の公共團

體が軍人軍屬の家族及び戦争による失職者を無償にて給養しつゝあるが如き如何にも其國民の經濟生活が濃厚なる國家社會主義的色彩を帯ぶるを覺ゆるのである。斯くの如きは是れ明かに各國が其運命を賭したる戦争を遂行するに際し其經濟力を擧げて之に應ずる必要上より來りたるもので蓋し避く可からざる唯一の方法であつたのである。然り既に戦争の遂行に伴ふ應急手段たる以上、かゝる國家的支配は、單に今日の經濟制度の根底たる自由競争に對する一時的例外であつて、戦争の終熄と同時に撤廢せらるべきものであるか、或は是れ自由競争の時代の既に過ぎ去り、新經濟主義の上に立つ新經濟制度の出現を意味するものではなからうか。

勿論何人と雖も今日の戦時施設の全部が悉く戦後に繼續せらる可しと斷言するものはない。